

平成30年度フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育助成金のご案内

標記の件につきまして、事故防止の一環として、今年度もフォークリフト運転業務従事者安全衛生教育に係る費用に対して一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内致します。

記

1. 申請期間 平成30年6月1日(金) ～ 平成31年2月28日(木)
(土日祝祭日及び休館日は除く)
※但し、平成30年3月1日(木)から平成31年2月28日(木)までに講習の受講が修了しなければならない。
※原則受講終了後、1ヶ月以内に申請を行わなければならない。また、平成31年2月28日(木)を過ぎないように注意する。
2. 助成金額 1名につき3,100円を上限とし、受講料(送料代含む)の1/2の額
※申請は1事業者10名を上限とする。
3. 助成枠 200千円
※申請期間内であっても、助成枠に達した時点で打ち切り予定です。
4. 申請要領 別途「平成30年度フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育助成金交付請求書」に必要事項を記入し、①受講に関する証明(修了証等)の写し②受講料納付に関する証明(領収証等)の写しを添えて申請する。
5. 注 意 県内の会員事業者所属の役員及び従業員の受講に対して行う。

[備考] 労働安全衛生法第60条の2の規定では、事業者は危険または有害な業務に現に就労している者に対し、当該業務の安全衛生水準の向上を図るため、教育を行うよう努めなければならない旨規定されており、また、この規定を受けて、「危険または有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」(平成元年5月22日付厚生労働省)により、フォークリフト運転業務従事者に対する安全衛生教育のカリキュラムが示されております。このため事業者は、フォークリフト運転業務従事者に対して、一定期間(当面5年)ごとに定期的に教育を実施することとされています。

[問合せ先] (一社)栃木県トラック協会 総務部
TEL 028-658-2515 FAX 028-658-6929

平成30年度フォークリフト運転業務従事者 安全衛生教育助成金交付要綱

一般社団法人 栃木県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）が行う、フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、栃ト協の会員事業者であって、役員及び従業員に、下記対象期間内において外部機関によるフォークリフト運転業務従事者安全衛生教育を受講させた事業者とする。但し、県外事業所の役員及び従業員の受講は、助成対象としない。

2 会員事業者とは、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者をいう。新規加入した事業者については、入会後受講したものを対象とする。但し、栃ト協会費等の未納がある場合はその限りではない。

(助成交付額)

第3条 助成金の交付額は、1名につき3,100円を上限として受講料(テキスト代含む)の1/2の額を助成する。

2 但し、申請は1事業者につき10名を上限とする。

(助成対象期間)

第4条 平成30年3月1日(木)から平成31年2月28日(木)までにフォークリフト運転業務従事者安全衛生教育が修了するものでなければならない。

2 期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金の請求手続き)

第5条 助成金の交付を申請する会員事業者は別途「平成30年度フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育助成金交付請求書」により、つぎの書類を添付し栃ト協会長に対して請求をするものとする。

ア. 受講に関する証明(修了証等)の写し

イ. 受講料納付に関する証明(領収証等)の写し

(申請期間)

第6条 平成30年6月1日(金)から平成31年2月28日(木)(土日祝祭日及び休館日は除く)。

- 2 受講終了後、原則1ヶ月以内に申請を行わなければならない。但し、平成31年2月28日(木)を過ぎないものとする。

(助成金の交付)

第7条 栃ト協は、前条の「平成30年度フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育助成金交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、本助成事業に適合すると認めた場合は、申請事業者に対して助成金を交付する。

(報告)

第8条 栃ト協は、助成金の交付に関して、会員事業者に必要な報告を求めることができる。

(助成金の返還)

第9条 栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他栃ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(附則)

1. 本要綱は、平成30年4月1日より適用する。

平成 年 月 日

一般社団法人 栃木県トラック協会長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

平成30年度フォークリフト運転業務従事者 安全衛生教育助成金交付請求書

標記について、下記のとおり受講いたしましたので、関係書類を添えて請求いたします。

交付請求額 金 円

1. 請求明細

受講者数	名

(注) ①交付請求額には、受講者数 × 助成金額を記入すること。

2. 添付書類

- ① 受講に関する証明（修了証等）の写し
- ② 受講料納付に関する証明（領収証等）の写し

3. 助成金振込先

①振込先金融機関	②口座名	③口座番号
_____	名義（フリガナ）	普通 ・ 当座
_____ 支店		No. _____

- ①振込先金融機関 … ○○銀行○○支店、と支店名まで明記。
②口座名 … 申請事業者名義のものを明記。
③口座番号 … 該当預金口座を○で囲む。口座 No. を正確に記入。

ご担当者名： TEL： FAX：

受付 No. _____ (協会記入)